

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４５条の２の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

平成２５年１０月１８日

奈良県収用委員会会長 池 田 辰 夫

1 起業者の名称
国土交通大臣

2 事業の種類
一般国道２４号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（御所区間）」・奈良県御所市大字條地内から五條市居傳町地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 奈良県御所市

字及び地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測		
大字重阪 9 2 3 番	山林	雑種地	95	1, 889. 72	なし	484. 90
不明。ただし、次の全部又は一部 大字重阪 9 1 6 番 大字内谷 6 0 番 大字内谷 6 3 番 大字内谷 6 4 番	山林 山林 山林 山林	雑種地	16 99 23 115	1, 748. 66 ただし、 各筆ごとの 実測面積は不明	なし	452. 95 ただし、各筆ごとの使用しようとする土地の面積は不明

大字内谷 6 5 番	山林		181			
大字内谷 6 6 番	山林		228			
大字内谷 6 7 番	山林		33			
大字内谷 6 8 番	山林		99			
大字内谷 7 1 番	田		218			
大字内谷 7 2 番	田		115			
大字内谷 7 3 番	田		340			
大字内谷 7 4 番	田		195			
大字内谷 7 5 番	田		52			
大字内谷 6 2 5 番	田		29			

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
石堂仲男	大阪府大阪狭山市大野台 4 丁目 1 番 1 7 号。ただし、土地登記簿上の住所 大阪府大阪狭山市西山台五丁目 5 番 3 ー 6 0 4 号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社東海 代表 者 代表取締役 石 堂仲男	堺市南区岩室 1 7 2 番地。 ただし、土地登記簿上の 住所 大阪府大阪狭山市 大野西 8 5 8 番地 1 7	所有権移転請求権仮登記（平 成 7 年 7 月 2 4 日受付第 2 2 9 4 号）
有限会社スバル 代 表者 取締役 石堂 仲男	堺市南区岩室 1 7 3 番地。 ただし、土地登記簿上の 住所 大阪府河内長野市 汐の宮町 3 番 1 0 号	所有権移転請求権仮登記（平 成 7 年 7 月 2 4 日受付第 2 2 9 5 号）

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 2 5 年 1 0 月 1 0 日